全空連第４５号

令和６年４月２２日

各加盟団体　御中

公益財団法人全日本空手道連盟

専務理事　　南　澤　　徹

(　公　印　省　略　)

公認審判員審査会受審時における

コーチ資格の取り扱いについて(通知)

拝啓　時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は当連盟の事業運営にご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

　さて、全空連公認審判員の受審要件として、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(以下、「JSPOコーチ資格」と言います。)の保持というものがあります。JSPOコーチ資格の発効は養成講習会受講年度終了の半年後である10月1日からとなっており、4月1日から9月30日までに審判員審査会がある場合は受審できない状態となっておりました。ただし、全国組手審判員審査会のみ、全空連が発行したJSPOコーチ3養成講習会の修了証を受審申請書に添付することで受審を可能としておりました。

この度、すべての公認審判員審査会において、当該審判員審査会開催年度の前年度の実施団体が発行したコーチ資格養成講習会の専門科目の修了証を受審申請書に添付することで、受審を認めるものといたします。（地区・全国形審判員養成講習会の受講要件についても同様の運用といたします。）

　各団体におかれましては本件の取り扱い変更につき、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

敬具

【運用の変更】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 全国組手審判員  地区組手審判員  都道府県形審判員 | コーチ１ | 養成講習会を実施した都道府県連盟が発行する養成講習会専門科目の修了証を受審申請書に添付 |
| 地区形審判員 | コーチ２ |
| 全国形審判員 | コーチ３ | 全空連が発行する養成講習会専門科目の修了書を受審申請書に添付 |

注1）運用の変更については全空連公認審判員資格のみとなります。

JSPOコーチ養成講習会の受講要件については日本スポーツ協会の規定によりますので、従来通り資格が有効な状態であることとなります。

注2）当該審査会の合格者において、何らかの事情で10月1日以降も該当のコーチ資格が有効でないことが発覚した場合、合格が取り消されることがあります。